

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
1		全体	<p>1. 流山市教育行政としての基本理念から徹底的に</p> <p>2. 全ては是々非々の構築にある事を正しく認識する事が肝要（かくすな絶対にばれるから）</p> <p>3. 組織の中心となる担当者は、変更しない</p> <p>4. 第三者委員会の適切な選択</p> <p>5. 哲学を学ぶ</p> <p>(1)藤川（元流山教育委員会座長）を再度呼びもどして</p> <p>(2)「ありがとうの心」著者～村井順を参考に（人間に生まれてよかった）</p> <p>6. 幼年期からの道徳教育の推進</p>	<p>基本理念については「はじめに」および第1の1に記載しています。また、情報開示や情報提供については、関係者のプライバシーにも配慮しながら適切に行っていきます。</p> <p>なお、本基本方針は、本市におけるいじめの問題への対応についての基本的な事項を定めるものであり、人事に関する内容は記載しておりません。また、いじめ防止対策推進法および流山市いじめ防止対策推進条例では、児童生徒に対するいじめの問題を対象としており、未就学児は含まれていないため、同法および同条例に基づく本基本方針においても、未就学児については記載しておりません。</p>	無	
2		全体	<p>我が子が、クラスでいじめ、嫌がらせを受けたことがあります。</p> <p>子供は担任に相談しましたが、まともに聞いてもらえませんでした。改善がなく、泣きながら子供に相談をされ、親が担任に事実確認。新任だったこともあってか、曖昧な返答な上、改善策もこちらがお願いしたことを実施するのみでした。</p> <p>1ヶ月経っても何も変わらず、学年主任にも相談。そこでも曖昧な対応。</p> <p>教務主任、教頭先生に直接相談してから初めて「学校」として真摯に対応してもらう様になりました。ここまでに2ヶ月かかりました。</p> <p>学校内での担任から学年主任、教頭先生など上に話が上がるまでにかかりました。</p> <p>担任が自分だけで解決しようとしたことで、対応が遅れたことを教頭、校長より報告を受けました。</p> <p>実際の現場では、学校内の報告義務などのフローがあっても機能しないと意味をなさず、時間だけが経過し、なァなァなま終わることがあると思います。</p> <p>子供、保護者からの相談がより迅速に学校全体に共有できるよう、「教職員」内のフローもしっかりしてもらえると良いと思います。</p> <p>そうすることで、いじめられた側の児童、保護者が「どこまで」「誰に」伝わっていて、「どのように」解決策を導いてくれているのかがわかりやすく、安心できると思います。</p>	<p>改定前の本市の基本方針にも、いじめの情報を得た教職員は直ちに学校いじめ対策組織に報告し組織的に対応する旨を記載していましたが、徹底されていませんでした。心よりお詫び申し上げます。</p> <p>本基本方針でも、教職員がいじめに関する情報を受けたときや、児童生徒・保護者からいじめの相談や報告を受けたときは、必ず学校いじめ対策組織に報告することを第3の3（3）（12ページ）に定めています。方針で定めたことが各学校で徹底されるよう、教育委員会から各学校への通知や教職員の研修により周知を図っていきます。</p>	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
3	P.15	3（3）エ	<p>〇〇小に子どもが通っていきまして、低学年から高学年まで、酷いいじめが起こっており、学校の努力にもかかわらず解決しない事例を見てきました。本項にはいじめ加害者への指導について記されていますが、学校が対応しやすいように、より具体的なルールを決めておくべきだと考えます。</p> <p>いじめに対して最も有効な対策は、「加害者の隔離」だと思います。いじめを行う子たちは、集団から疎外されることを何より恐れるからです。たとえば「三回指導しても収まらない場合、あるいはいじめが原因で被害者が不登校になった場合、加害児童・生徒は一週間教室への入室を禁じ、別室でオンライン授業を行う」と定めてはいかがでしょうか。</p> <p>こうした提案に対しては、「加害者にも教育を受ける権利がある」などの反論がありますが、再反論は容易です。第一に、最優先されるべきは被害者の教育を受ける権利です。第二に、加害者が被害者の気持ちを理解し、いじめをやめれば、その後の人生にプラスとなります。第三に、オンライン授業はコロナ禍で教育の一形態として認められています。第四に、厳しい対策による抑止効果でいじめ自体を減らせば、学校全体の教育環境が大きく改善します。</p> <p>「いじめ被害者ではなく、加害者が学校に来られなくなるようにすべきだ」という考えは、近年、マスコミやSNSで話題になっています。流山市の教育については、いじめ問題で評判が悪いのが現状ですが、こうした施策を他にさきがけて導入すれば、先進的な取り組みとして評価されることはまちがいありません。ぜひとも、具体的な対策によって、被害者に寄りそう姿勢を示していただきたいと思えます。</p>	<p>本市としても、被害児童生徒を守り通すことが何よりも重要であると認識しており、第3の3（3）エ（15ページ）では、必要に応じて加害児童生徒に対して学校教育法第11条の規定による懲戒や出席停止を行うことを定めています。</p> <p>ただ、本基本方針が採用する「いじめ」の定義は第1の2（3ページ）に記載しているとおりであり、善意で行ったことであっても、行為を受けた側が苦痛を感じていけば「いじめ」に該当することになります。本基本方針の「いじめ」には様々な内容のものが含まれ、また、被害児童生徒や加害児童生徒の状況も事案によって異なることから、個々の事案ごとに具体的な事情をふまえて判断することが必要だと考えています。</p> <p>そのため、ご提案いただいた内容を本基本方針にそのまま記載することはできませんが、ご指摘をふまえて、第3の3（3）ウ「いじめを受けた児童生徒への支援」（15ページ）に、対応方法の例示として「必要に応じていじめを行った児童生徒の学習を別室において行うこととするなど」との記載を追加します。</p>	有	<ul style="list-style-type: none"> 第3の3（3）ウ「いじめを受けた児童生徒への支援」（15ページ）に、「必要に応じていじめを行った児童生徒の学習を別室において行うこととするなど」との記載を追加。
4		全体	<p>いじめに対して、市が必要に応じて毅然とした対応を取ること、そしてその対応が、学校教育法第11条の規定による懲戒、警察との連携や出席停止などの措置として具体的に書いてあることは評価します。必要な場合を適切に見極め、必要な場合は躊躇なく毅然とした対応をお願いします。</p>	<p>本基本方針を遵守し、各学校で適切な対応が行われるよう努めてまいります。</p>	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
4		全体	<p>「はじめに」では、第三者委員会である流山市いじめ対策調査会からの報告書において学校及び教育委員会の対応についての課題が指摘されたことが説明されています。しかながら本改定案には、これら第三者委員会の指摘がどのように反映されているのかという極めて重要な説明が見受けられません。現状では、本案が調査会の意見を誠実に反映して改定されたものであるのか評価するのは困難ですから説明不足であり、市民への提案として不適切です。第三者委員会からの指摘の内容、指摘に対する市の考え方、そしてそれらが本改定案のどの部分にどのように反映されているのかを説明する新旧対応表等を資料として追加して修正して下さい。</p>	<p>今回の改定は、内容や構成を含めて一から再構築した全面改定のため、新旧対照表は作成していません。なお、改定案についての市ホームページの意見募集ページには、改定前の基本方針を参考資料として掲載しています。</p> <p>また、流山市いじめ対策調査会からの指摘事項を反映した再発防止策を、市ホームページ「いじめ重大事態の再発防止策の公表について」（ページID：1029659）で公表しています。今回の流山市いじめ防止基本方針の改定は、この再発防止策に基づき行うものです。</p>	無	
	P.1	はじめに	<p>6段落目「時代の流れとともに～必要なのではないのでしょうか。」に記載された内容と「いじめ」の関係がよく分かりませんでした。大人が偏った経験や考えに基づいて行う指導やしつけは、子供にとって良くないことであることは既に良く知られていることです。「実は」は不要、「かもしれない」は「追い詰めることになる」と修正すべきです。そして、このような偏った考えによる指導やしつけが、子供が多様性を認めない偏った考えを持つ要因となり、いじめの発生につながるなど、「偏った考えに基づく指導・しつけ」と「いじめ」との関係がわかるように説明を追記して修正してください。</p>	<p>当該箇所の記載内容は、自分の経験や従来の常識による指導やしつけのすべてがいじめにつながるという趣旨ではなく、そうなる可能性があることを意識して子どもと接していく必要があることを述べているものです。</p>	無	
	P.3～4	第1の2（2）オ	<p>本改定案ではいじめを明確に定義しているにもかかわらず、項目オは、いじめに該当するが「いじめ」と呼ばない例外を設けるものです。正しく呼称しないことは、いじめが発生しても、この例外により「軽微ないじめ」などとして取り扱われる恐れがあるため、保護者として認められません。項目オは不適切であり削除する修正を提案します。</p> <p>被害者が心身の苦痛を感じた場合は例外なく「いじめ」の言葉を使って取り扱い、例外なく厳格に対応すべきです。オに例として示されたような一方的な好意で傷つけるのはいわゆるストーカー行為ではないかと思えますし、「軽い言葉」は本人にとっては「重い言葉」です。すぐの謝罪は、きっとまたやります。教職員が関わる前に良好な関係を取り戻したのはうわべだけではないですか。そもそも、極めて困難な状況の被害者が、調査に際して冷静に状況を説明できるとお考えですか。この項目オのおかげで、市が定義する「いじめ」の被害にあっても、いじめという言葉が使われない可能性があることに愕然としました。項目オは不適切であり削除すべきです。</p>	<p>本項目は、いじめを軽くとらえるという意味ではなく、児童生徒個々の状況や事案の内容に応じた指導を行うことを示したものです。本項目に示したようなことを見逃すことなく「いじめ」と認知して対応することを目的としています。</p> <p>なお、国の『いじめ防止のための基本的な方針』や、千葉県の『いじめ防止基本方針』にも、本項目と同様の記載が存在しています。</p>	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
4	P.3~4	第1の2(2)オ	項目オは削除すべきと考えますが、表現に関する指摘です。二段落目「好意」よりも「善意」もしくは「悪意なく」「相手を傷つける明確な意図なく」などが適切ではありませんか。好意には愛情の婉曲的な表現としても用いられることもありますので違和感がありました。	ご指摘を受け、「好意」を「善意」に改めます。	有	・「好意」を「善意」と改める。
	P.3~4	第1の2(2)オ	項目オは削除すべきと考えますが、表現に関する指摘です。「軽い言葉」の「軽い」は不適切ですので、修正して下さい。いじめであり人を傷つけているのに「軽い」はあり得ません。傷つけられたのに周囲から「軽い」と言われることが、子供を追い詰めるのではないかとも思います。慎重な対応をお願いします。	ご指摘を受け、「軽い言葉」を「悪意なく発した言葉」に改めます。	有	・「軽い言葉」を「悪意なく発した言葉」と改める。
	P.6	第2の1(2)ア	「いじめ防止相談対策室」について、「いじめ防止対策相談室」に修正すべきです。相談対策室では、相談に対策することになってしまいますので不適切です。表現については誤解を招かないようにくれぐれも慎重な対応をお願いします。	「いじめ防止相談対策室」は教育委員会内に設けられている部署の名称のため、本基本方針の記載は修正いたしません。いただいたご意見は、組織編制を検討する際の参考とさせていただきます。	無	
	P.5	第2の1	組織の関係性については、組織フロー図で理解できました。しかしながら、いじめに当たるかのどうか、どのようなプロセスで判断され、どのようなプロセスで対処されるのか、そしてそれらにどの組織がどのような段階でかわるのか、文章だけではあいまいであり、理解できませんでした。これらを明確化するため、いじめに当たるかの判断といじめの対処に関するフロー図を追加して修正して下さい。	本基本方針の内容確定後に教育委員会が作成する、いじめの対応マニュアルに、いじめの対処に関するフロー図を掲載する予定です。 なお対応マニュアルについては、作成次第、ホームページにて公開します。	無	
	P.18	第6	重大事態への対処について、重大事態の判断がどのようなプロセスでなされるのか、また対処のプロセスやどのような組織がどの段階でかわるのか、文章ではあいまいであると思いました。重大事態の判断や対処に関するフロー図を追加して修正して下さい。	本基本方針の内容確定後に作成する対応マニュアルに、重大事態の対処に関するフロー図を掲載する予定です。 なお対応マニュアルについては、作成次第、ホームページにて公開します。	無	
5	P.15	第3の3(3)エ	教育委員会の皆様には、現代の重要な社会課題に取り組む日々ご尽力いただいておりますこと、まずは心より感謝申し上げます。地域住民の1人として、今回の資料を拝読し深く共感致しましたので、僭越ながらいくつかコメントをさせていただきたいと思っております。 ● いじめ加害者のケア いじめ被害者よりも加害者の方が多くの問題を抱えていることがあります。加害者には、一時的な指導にとどまらず、継続的なケアや教育が必要だと思います。いじめは犯罪に該当するものの、少年法で守られていることも彼らはよく知っています。より、加害者側を注視し、原因や問題を解決することが望まれると思いました。	加害者児童生徒に対しては、いじめ行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、成長支援という視点に立って、加害児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心掛けることも大切であり、加害児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になると考えています。 ご指摘を受け、第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」（15ページ）に、必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援を行うことを追記します。	有	・第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」（15ページ）に、「必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援や、」との記載を追記。

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
5	P.10 P.16	第2の5 第3の3 (3)キ	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間、NPO団体との連携 国や県との連携も大事ですが、いじめや不登校で悩む子ども達のための活動をしている民間やNPO等の組織団体も多数存在しますので、官民の垣根を越えて連携することもメリットだと思います。また、附属機関の構成員には専門家や学識経験者も必要ですが、いじめ経験者（加害者・被害者）、学校現場等いじめを直視することの多い先生方などが集まり、実体験を検証していく機会があれば、現状を改善すべく効果的な気がします。 	民間、NPO団体との連携について、本基本方針の記載内容への追記は行いませんが、第2の5（10ページ）や第3の3（3）キ（16ページ）に定める関係機関との連携には、民間団体やNPOとの連携も含むものと考えています。	無	
	P.6	第2の1 (2)ア	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度に新設された「いじめ防止相談対策室」の実績や効果検証について、今後機会があれば是非報告していただきたいです。 	いじめ防止相談対策室の実績や効果については、どのような方法によれば検証が可能であるかも含め、検証や報告を検討していきます。	無	
	P.14	第3の3 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ● 画像解析（ディープラーニングAI）などの活用多くの相談窓口を作っても、自ら来てくれる子どもばかりではないように思います。心を閉ざしていることも多く、そこをどのように救っていくのか。悩んでいる子どもをどのようにキャッチするかが、重要だと思います。例えば、画像解析を活用し問題を早期に発見するなどの取り組みは、初期投資すればランニングコストはさほどかからないので、実施する価値はあると思いました。 以上です。 専門家である皆様方が、既に取り組みまれておられることや、当方の私見により不適切かつ見当違いな表現があるかもしれませんので、それについてはどうかお読み捨ててください。 今後とも皆様方の益々のご活躍と流山市の発展を祈念しております。 	いじめの早期発見について、現在本市では、学校生活への意欲や満足感など児童生徒の心理状態を把握する「Q-U」、児童生徒のストレス状態を点検する「ストレスチェック」、児童生徒に貸与しているタブレット上でその日ごとの気持ちを記録するシステム「心の天気」など、様々な調査を通じていじめの早期発見に努めています。今後も、いじめの早期発見のためのより効果的な方法を検討していきます。	無	
6		全体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 民法822条 子供達へのアンケート調査は最大配慮をくばって実施する事と共にその結果（アンケート調査）は「親展」と封印を押し保管する事 ※親展とは→本人でなければ開封できない 何故(親)展の字がつかわれているか 民法822条→でもたとえ(親)であっても、その文章等結果は開封(展)出来ないということである。 (正しく認識して頂きたい) 2. 鼻、口から出血、又は、30日以上欠席の場合には必ず、いじめ対策委員が会議を開くことが義務になっている。一度や二度までも流山市はこれを怠った経緯がある 3. すぐに報告する(PDCA)サイクルが言葉だけでなく「実行」される様希求する 	<ol style="list-style-type: none"> 1について、アンケートは教職員が回収し確認するものです。「親展」と封印を押しして保管した場合、名宛人以外の者が開封できず、学校や教育委員会が組織的に情報を共有して対応することが難しくなるため、適切ではないと考えます。 2について、本基本方針の第6（18ページ以下）に、いじめ重大事態の定義および対処について定めています。 3について、いじめに関する情報を得た教職員の学校いじめ対策組織への報告は第3の3（3）ア（14ページ）に、いじめ問題への対策の評価と検証、対策の改善については第7の1（22ページ）に定めています。 本基本方針に定めた内容が確実に実行されるよう、徹底を図ります。 	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
7	P9、14	第2の3(6) 第3の3(2)ウ	アンケート調査に関して 学校で行うアンケート調査では、いじめの発見や児童の本音を探るのが困難な場合が多々あります。それを念頭に、より効果的な調査方法を考えていただきたいです。	本市では通常のいじめアンケート調査に加え、学校生活への意欲や満足感など児童生徒の心理状態を把握する「Q-U」、児童生徒のストレス状態を点検する「ストレスチェック」、児童生徒に貸与しているタブレット上でその日ごとの気持ちを記録するシステム「心の天気」など、様々なアンケート調査を実施しています。これらの調査を通じて、いじめの早期発見に努めていきます。	無	
	P.15	第3の3(3)ウ	いじめを受けた児童生徒への支援に関し、「(中略)安心して登校し学校生活を送ることができる環境を確保するための対応を行うとともに、必要に応じて学級の変更、スクールカウンセラーを(以下、略)」 上記赤字のように、被害児童の「学級の変更」を年度途中でも認めるよう明記していただきたいです。学級を変更することにより被害児童が安定して登校できるようになった(海外での)ケースを何件も見てきたため極めて有効と考えます。年度途中の学級変更でも、受け入れ側の児童、保護者ともに、過剰な反応は見られませんでした。	被害児童生徒を守るための手段として、第3の3(3)ウ「いじめを受けた児童生徒への支援」(15ページ)に、対応方法の例示として「必要に応じていじめを行った児童生徒の学習を別室において行うこととするなど」との記載を追加します。 それ以外の手段は様々な考えられるため、本基本方針への明記はいたしません。いじめが起きたときの対応については、いじめを受けた子どもの生命や心身が守られることが特に重要であると認識しています。具体的な対応については事案ごとに検討することになりますが、被害児童生徒の意向も聞きながら、被害児童生徒を守るために最善の方法を考えます。	無	
	P.15	第3の3(3)エ	いじめを行った児童生徒への指導について 「(中略)必要に応じて特別の指導計画による指導や、学級の変更、学校教育法(以下、略)」 上記赤字のように、加害児童の「学級の変更」を年度途中でも行う可能性について明記していただきたいです。理由は上で述べた通りです。	加害児童生徒の学級の変更については追記いたしません。被害児童生徒を守るための手段として、第3の3(3)ウ「いじめを受けた児童生徒への支援」(15ページ)に、対応方法の例示として「必要に応じていじめを行った児童生徒の学習を別室において行うこととするなど」と記載しています。	無	
		全体	いじめは、加害児童の再教育を徹底することで減らしていけるものだと思います。いじめを受けた児童に逃げ場を作って隔離することよりも、加害児童がいじめに加担せざるを得ないほど心を病んでいると判断し、加害児童をその環境から引き離し、カウンセリングを受けさせ、気持ちを吐き出させ、再教育をするという在り方になるべきだと思っています。被害児童を守ることはもちろん大切です。ただ、加害児童が二度といじめに手を出すことのないような根本的指導へ注力していただきたいです。	加害児童生徒に対しては、いじめ行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、成長支援という視点に立って、加害児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心掛けることも大切であり、加害児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になると考えています。 ご指摘を受け、第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」の項目に、加害児童生徒に対し必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援を行うことを追記します。	有	・第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」(15ページ)に、「必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援や、」との記載を追記。

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
8	P.13	第3の3(1)イ	<p>児童へのいじめ、どうしても児童同士へフォーカスされがちですが、先生→生徒への視点も忘れずに、しっかり対応いただきたい。</p> <p>流山住まいの知り合い、色々な学校からよく耳にするのは「生徒が生徒を叱る際、廊下や教室に立たせたままにする」こと</p> <p>ご存じと思いますが、生徒を叱る手段として立たせることは学校教育法に違反します</p> <p>しかしながら、流山住まいの知り合いの多くからは「先生に授業中にたたされた」このような違反を非常によく耳にします。</p> <p>市から全生徒へ指導徹底は十分と考えですか？</p> <p>認識にしっかり改めないと、また同じ過ちを繰り返します</p>	<p>教職員の不適切な言動によって児童生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように、研修や職員会議等を通じて繰り返し周知することについては、第3の3(1)イ(13ページ)に記載しています。</p> <p>今後も引き続き、教職員の共通理解を図っていきます。</p>	無	
9	P.2	第1の1	<p>いじめの定義が「当人が心身の苦痛を感じたか」である以上、いじめは起こるものとして捉えていくべきである。いじめをさせない指導は必須だが、全ての子供に起こりうることを踏まえたうえで、未然防止に努め、起こった場合には安心して相談できる環境づくりが必要であると思う。いじめが絶対に起こってはならない、起こしてはいけない、悪だという認識が、大人への責任や評価につながっていくと捉える者がいるとすると、いじめの認知も積極的に行われず、結果として子供が救われなくなる。まずは少しでも子どもの助けてが拾えるように、子供が相談できるように、いじめを積極的に受け入れ、認知していく姿勢を広めてほしい。</p>	<p>本市としても、いじめは起こりうるものであるとの前提に立ち、積極的に認知することが大切であると認識しています。</p> <p>ご指摘を受け、いじめは起きるものと考えて積極的に認知する姿勢を示すために、第1の1「いじめについての理解と基本理念」(2ページ)に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加しました。</p>	有	<p>・第1の1「いじめについての理解と基本理念」に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加。</p>
	P.9	第2の3(5)	<p>いじめ防止授業 とても助かります。</p> <p>その他にも、子供がいじめに走るとき、自分のストレスを他者にぶついたり、感情にしたがって行動を起こしたりするので、ストレス対処法、自分の感情のコントロール法を学ぶ授業もあるといい。また、意図せず相手を傷つける言葉を使ってしまう子もいるので、自分の思いを適切に表現する授業もあるといい。</p>	<p>ストレス対処法や感情のコントロール等については、道徳や保健体育の授業で取り扱っています。また、自分の思いを適切に表現することについても、道徳の授業で取り扱っています。これらが児童生徒により効果的に伝えられるよう、授業内容の改善や向上を検討していきます。</p>	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
9	P.9	第2の3(6)	アンケートの形式であるが、選択肢に○をつけるだけにした方が良くと思うので検討していただきたい。いじめのアンケートだということは明白であり、記述部分を書くことで、書いている時間が長くなり、その様子で周りから書いていることが知られてしまう。加害者がそばにいる場合、書くことができないこともあるため、一律に同じ時間ですむようにしてもらえると良いと思う。ただ、聞き取りをするのに、呼び出しをする必要があり、その際、他の生徒に見られることを気にする子どももいると思う。それとなく、周りを見て該当生徒に声をかけたこともあるがこの件に関しては、どんな呼び出しの手段が効果的か、市全体でも良い方法があれば共有をしてもらえると市内でのいじめを受けている子供達が安心して相談できる環境づくりにつながると思う。	本市としても、いじめの早期発見のためにアンケートをできるだけ回答しやすいものとするのが重要と考えており、現在本市で年2回実施しているアンケートでは、選択肢に○をつけるだけの方式を採用しています。 このほか、アンケートの実施方法や、児童生徒から話を聞く際の呼び出し方法などについても、効果的な方法を検討していきます。	無	
	P.15	第3の3(3)エ	いじめを行った生徒に指導をするのはもちろんだが、指導するだけでなく、なにがその子供をいじめに向かわせたのか、カウンセラーが加害者をカウンセリングしていくことも大切であると思う。いじめの根本を解消することがいじめをなくすことにつながる。	ご指摘を受け、第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」(15ページ)に、加害児童生徒に必要な応じて専門家によるカウンセリングなどの支援を行うことを追記します。	有	・第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」(15ページ)に、「必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援や、」との記載を追記。
	P.8	第2の2	相談窓口ですが、こちらはすぐに子供に対して対応してくれるのでしょうか。自身の経験ですが、教職員のこころの相談窓口に記載されている一覧に連絡をとったところ、本当に辛い状態であったのに、どこも1か月以上待たされる形で絶望したのを覚えています。本当に助けてほしいと思って連絡してきた子供たちを助けられるよう支えてあげてください。	本市の相談窓口で受け付けた相談については、相談者の意向も確認した上で速やかに学校とも連携して対応に繋がっています。 また、国、千葉県、民間の相談窓口に寄せられた相談についても、相談者の意向もふまえながら、連携して対応します。	無	
	P.9	第2の3(2)	教職員の研修の実施はもちろんですが、いじめの早期発見、早期対応、解決ができるように教員の配置、業務改善をお願いしたいです。教員数が足りず、忙しく、余裕がないと子供の様子を注視できないこともあります。普通に仕事をしていても多忙な上、いじめの対応もするとなるとさらに負担が増えます。先生方がしっかりと子供たちを見守ることができるように、子供達を救えるように教員の働き方改革をさらに進めていただけると幸いです。	学校がいじめの問題への対応を適切に行うためにも教職員の配置や業務改善が重要であることは、本市としても共通の認識です。今後も引き続き、千葉県への教員の増員要望をするとともに、学校における働き方改革を進めていきます。	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
10	P.2	第1の1	<p>いじめについての理解と基本理念のところ、「いじめはあってはならないものであるけれど、どの学校や集団にも、どの子どもにも起こりうる問題である。また、いじめは小さな芽のうちに摘み、いじめを発見したときに問題解決に向けて積極的に関わってゆくことが大事である。」ことを盛り込んでほしいと思いました。</p> <p>子ども達の生活が、明るい毎日となるよう地域の大人達が連携して、関わってゆきたいと思います。</p> <p>子どものことを第一に考えた「いじめ防止基本方針」ができますよう、よろしく願います。</p>	<p>本市としても、いじめは起こりうるものであるとの前提に立ち、積極的に認知することが大切であると認識しています。</p> <p>ご指摘を受け、第1の1「いじめについての理解と基本理念」（2ページ）に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加します。</p>	有	<ul style="list-style-type: none"> 第1の1「いじめについての理解と基本理念」に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加。
11		全体	<p>これまでの「流山市いじめ防止基本方針」に比べ、かなり改善されていると思うが、以下の点を指摘したい。</p> <p>1、誰が読む基本方針なのか。</p> <p>市民に向けての基本方針であるならば、以下の点の改善が必要と考える。</p> <p>(1) 法律用語に囚われない表記。例えば、「児童等」の「等」とは何か、非常に読みづらい。</p> <p>私は、「児童生徒」に統一するのが良いと思う。</p> <p>また「児童生徒」とは、何歳までを指すのか。流山市が対応するのは、15歳の児童生徒なのか、流山市内在住の20歳未満を指すのか、明示することが必要と思う。また、「学校と学校の教職員（11ページ）」は何を指しているのか、わからない。「学校」と「学校の教職員」では、何が違うのか、わからない。市長や教育長は、このように市民に提示する前に、この文書をきちんと読み込んでいるのかと思う。もう一度、担当者ではない者が読むことによって、改善を求めたい。</p>	<p>「児童等」の表記については、法律や条例を引用している第1の2(1)「いじめの定義」（3ページ）、「重大事態の定義」（18ページ）の部分に用いていましたが、ご指摘を受け、これらの部分についても「児童生徒」と表記するよう改めます。</p> <p>「児童生徒」は、小学校に在籍する「児童」と中学校・高等学校に在籍する「生徒」の総称です。本基本方針の対象となるのは、主として本市が設置する小中学校に在籍する児童生徒ですが、それ以外の学校に在籍する児童生徒が関わるいじめの問題が判明した場合には、当該学校を管轄する自治体や学校法人等と連携して対応します。必ずしも本市内の児童生徒に限定されるものではないため、本基本方針内で対象を明示しておりません。</p> <p>「学校と学校の教職員」については、「学校」は組織としての学校、「学校の教職員」は学校に所属する個々の教職員、との趣旨で用いています。</p>	有	<ul style="list-style-type: none"> 「児童等」の表記を「児童生徒」に改める。
		全体	<p>(2) 様々な会議名、例えば、学校関係者委員会や学校運営協議会、総合教育会議と言った用語を市民は理解していないと思っていただきたい。よって、どのようなメンバーがどのような内容の協議をするための会議なのかといった、注釈の記載が必要だと思う。</p>	<p>ご指摘を受け、「学校関係者評価委員会」「学校運営協議会」「総合教育会議」について、各ページに注釈を加えました。</p>	有	<ul style="list-style-type: none"> 「学校関係者評価委員会」「学校運営協議会」の注釈を記載（12ページ）。 「総合教育会議」の注釈を記載（22ページ）。
	P.12	第2の2	<p>(3) 「学校いじめ対策組織」は、各学校で、その組織名を設定できるようだが、このような組織については、市内で統一した組織名にした方が混乱せず、良いのではないか。</p>	<p>学校内の組織の名称は各学校の実情に応じて学校の判断で定めており、本基本方針においては名称の統一は行いません。</p>	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
1 1	P.23	資料1 いじめ対応組織フロー図	(4) 23ページにフロー図があるが、文章を読んでいる限り、このフロー図と整合しない。本方針を読む人の多くは、子どもをもつ保護者と思われるが、「相談」から始まったフロー図にして、それが解決まで、どのような制度・組織やどのような対処があるのか（被害児童生徒への学習支援や精神的なケアといったことも含めて）について記載したフロー図の方がわかりやすいのではないかと。	本基本方針の巻末資料1は、いじめの対応に関わる組織の関係を示す図として添付したのですが、表題がわかりにくかったため、「いじめ問題に関する組織関係図」との表題に修正します。 本基本方針の内容確定後に教育委員会が作成する、いじめが発生したときの初動から解決に至るまでの対応マニュアルに、いじめの対処に関するフロー図を掲載する予定です。 なお対応マニュアルについては、作成次第、ホームページにて公開します。	有	・巻末の資料1「いじめ対応組織フロー図」の表題を「いじめ問題に関する組織関係図」に修正。
		全体	(5) 「教育委員会」の用語の使い方は、これで良いのか。「教育委員会」と「いじめ防止相談室」が混同していないか。本方針を読み進めていくと、「いじめ防止相談室」がせつかくできたのに、途中から教育委員会ばかりが出てくる印象だ。「いじめ防止相談室」なのか、「いじめ防止相談室以外の教育委員会」なのか、きちんと明示すべきと思う。「いじめ防止相談室」と「教育委員会」という言葉がどう違い、どう役割が違うのか、同じなのか、もっと明確に記載しないと市民は理解できない。	いじめ防止相談対策室は、いじめの問題に関する教育委員会の担当部局です。役割については第2の1(2)ア(6ページ)に記載しています。 全ての箇所に担当部局を必ず記載することとすると読みづらくなるおそれがあるため、本基本方針では、第2においてのみ担当部局を明示し、それ以外の部分では「教育委員会」と表記しています。 確認したところ、一部この基準に沿わない記載がありましたので、修正します。	有	・教育委員会が行うことについて、第2においてのみ担当部局を明記し、それ以外は「教育委員会」に統一するよう修正。
		全体	2、誰がいじめの問題の対処に責任をもつのか。 (1) いじめの問題について、誰が責任をもつのか曖昧である。市長なのか。教育長はどうか。(確か)神奈川県藤沢市などは、市長直結部署としていじめ対策室を位置づけている。この場合、市民は、市長が明確に責任をもって対応すると理解できる。流山市の場合、市長は、重大事態について調査結果を市長に報告し、その報告に問題がある場合は、再調査を指示するとしていると理解するが、このような市長の位置づけは、従来と全く変わらず不十分ではないか。市長のこの問題に対する姿勢が現れているように思う。 (2) 本方針では、教育長の責任、役割は何か不明確。「教育委員会」がここまで出てくるにもかかわらず、「教育長」という言葉が一度も出てこないのは、非常に不可解。きちんと教育長の役割、責任についても、明示すべきではないか。	(1) および(2)について、市長は市政全般に、教育長は教育行政全般に責任を負っているものであり、本基本方針など個別の方針等において責任の所在を記載することはしていません。	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
11	P.11～12	第3の1、2	(3) 各学校の責任として、「学校いじめ対策組織」の設置、「学校いじめ防止基本方針」の策定などがあるが、毎年度最初の保護者会で、「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ対策組織」のメンバーの明示をするべき。また、月一度程度開催される「学校いじめ対策組織」については、その報告を保護者に向けて発信してはどうか。また年度末には、各学校においてのいじめに関する報告をすることが保護者への意識を喚起することになるのではないか。	本基本方針の第3の1（11ページ）に、学校いじめ防止基本方針に「学校いじめ対策組織の構成、役割」を定めること、各年度の初めに学校いじめ防止基本方針を児童生徒や保護者に説明することを定めています。毎月の学校いじめ対策組織の会議について保護者に向けた発信を行うかについては、会議内容に公表できない個人情報を含む場合があり一律に決めることはできないため、本基本方針には記載していません。	無	
	P.5	第2の1(1)	3、いじめ問題解決のための対応について (1) いじめ対策調査会といじめ問題対策連絡協議会が設置されているが、会議のための会議をしてもしかたがない。いじめの問題は早期介入、早期解決、長期観察が必要かと思う。早期介入と早期解決のために、特に、「学校いじめ対策組織」の担当者、「いじめ防止相談室」の担当者が、その対応に苦慮した時に、その担当者や保護者といった関係者が適切に助言を求め、解決につながるよう専門家らのアドバイスを受けられるよう、担当者、関係者と専門家による、もっとフレキシブルな検討の場が必要ではないか。	附属機関であるいじめ対策調査会、いじめ問題対策連絡協議会では、それぞれの役割に応じて必要な会議を行っています。 また、発生したいじめへの対処に際しては、必要に応じ関係機関と連携して専門家の助言も得ながら迅速に対応していきます。	無	
		全体	(2) 1(5)と重複するが、いじめ防止相談室の位置づけが途中から曖昧になっているように読める。せっかく設置した「いじめ防止相談室」は、いじめ被害児童生徒とその保護者が相談する窓口にするのか、教職員の中でもいじめ問題のエキスパートとして「学校いじめ対策組織」に対するスーパーバイザーする組織なのかをもっと明確に示した方が良いと思う。また、「いじめ防止相談室」の室長らは、「流山市いじめ問題対策協議会」や「流山市いじめ対策調査会」との関係で、どのような位置づけになるのか。その構成メンバーに入るのか、入らないのか、明示されなければ、市民としてはその関係が見えない。	いじめ防止相談対策室の役割については、第2の1(2)ア(6ページ)に記載しています。児童生徒や保護者の相談窓口や、学校と教育委員会の連携、学校への指導助言など、いじめの問題への対策や対応を担当しています。 流山市いじめ問題対策連絡協議会および流山市いじめ対策調査会の構成員については、第2の1(1)、(2)(5ページ以下)に記載しているとおりであり、いじめ防止相談対策室の室長は構成員には入りません。いじめ防止相談対策室は、教育委員会内の担当部局として、これら附属機関との連携の確保や調査依頼を行います。各組織どうしの関係については、巻末の組織関係図にまとめています。	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
1 1	P.24	資料 2 相談窓口 一覧	<p>4、いじめに関する相談の扱いについて</p> <p>流山市は、流山市内の児童生徒とその保護者に対して様々な窓口が用意している。私自身は、流山市の判断とは違って、相談窓口が多様であることは相談者にとって良いことと思っていない。ここは、流山市の判断と違うので仕方がないが、以下の点を指摘したい。</p> <p>(1) 流山市外の組織、例えば国や県、その他の組織が主体となった窓口で相談された案件について、流山市が把握できているのだろうか、連携ができているのだろうか。相談する側からすれば、窓口の違いによって対応の質が変わってしまっては困る。また流山市が相談窓口を紹介しておきながら、国や県が主体の窓口にあった相談を流山市が把握していないなら、相談者はどのように対応してもらえるのか。また別の窓口で相談することになりはしないか。様々な窓口を紹介するなら、それらの組織がどのような特色があり、利用者にとってのメリットは何かを明記すべきではないか。流山市によって対応される、されないについてもきちんと明示すべきではないか。同じ相談内容を何度も違う窓口に言わなければならないことほど、徒労に感じることはないと思う。</p>	<p>相談したいときに通話中や時間外でつながらないことを避けるとともに、人によって話しやすい相手は異なるという観点から、本基本方針の巻末の「相談窓口一覧」には複数の相談窓口を掲載しています。児童生徒に対しては、どの相談窓口に連絡しても良いことを、いじめ防止授業などの機会に伝えています。</p> <p>また、本市以外の機関が設置する相談窓口で相談が寄せられた場合も、各相談窓口で相談者の意向を確認したうえで本市と連携して対応します。</p>	無	
		全体	<p>(2) いじめの相談についての情報の管理について1章必要だと思う。調査において収集された情報は守秘されること、「当面学校に知られたくないが、教育委員会や専門家に相談したい」という場合、学校に伝えられないことが保障されるということ、など明示すべきではないか。</p>	<p>本基本方針への記載の追加は行いませんが、情報の管理については、流山市個人情報保護条例に基づいて行います。</p>	無	
		全体	<p>(3) 被害児童生徒と保護者の権利についても1章必要ではないか。相談および調査に関する情報が守秘されること、調査結果は、その後の訴訟等に使用することができること、所見書を作成したい場合は、流山市のスクールロイヤーから協力が得られるのか、得られるならその旨を明記すべきと思う。</p>	<p>相談および調査に関する情報については、流山市個人情報保護条例に基づいて管理します。</p> <p>調査結果について、重大事態の調査結果は関係者の個人情報にも配慮しながら適切に提供しますが（第6の3（5）、21ページ）、調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟などへの対応を直接の目的とするものではなく（第6の2，19ページ）、また、提供した情報をどのように使用されるかはあくまでも提供を受けた方が判断されることであるため、提供後の使用については記載いたしません。</p> <p>所見書について、本市のスクールロイヤーの役割は第三者的立場から学校および教育委員会に対して法的助言を行うことであり、作成への協力は行っておりません。</p>	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
11	P.11 P.22	第3の1 (4) 第7の1	5、いじめ問題に対する対応についての評価について (1) 総合教育会議、学校関係者委員会、学校運営協議会で評価を行うとあるが、それが妥当なのか。専門家ではない委員によって、何が評価されるのか疑問だ。むしろ相談した保護者の評価を受ける、その他の保護者からの評価を受ける、それに加えて毎年、いじめ問題への対策、実行、支援状況を含めた一つ一つの案件について、独立した専門家による評価を行うべきではないか。	本市のいじめ問題に対する対応については、総合教育会議で協議を行うとともに、第三者委員会である流山市いじめ対策調査会の専門家による点検・評価や提言を受けることとしています（第7、22ページ）。 また、学校いじめ防止基本方針の点検・評価については、学校関係者評価委員会や学校運営協議会を活用するとともに、児童生徒や保護者、地域の方の視点も取り入れながら内容の見直しを行うこととしています（第3の1（4）、11～12ページ）。保護者から評価を受けることについては、各学校が行う学校評価においていじめに関する項目を設けています。	無	
	P.18 ～21	第6	6、重大事態に対する対応について (1) 重大事態について、本方針では、学校いじめ対策組織か教育委員会か、どちらかが対応することになっている。しかし、先般の流山市内で発生した重大事態についての千葉大学藤川教授からの指摘が活かされていないのではないかと。重大事態となった案件について、本当に現場が対応できると思うのか。現場の教職員ともしっかりと真剣に議論した方が良いと思う。重大事態については、各学校の「学校いじめ対策組織」から切り離し、教育委員会またはいじめ対策調査会が担当するのが適切ではないか。 (2) ただし、現場が一番わかっている教職員を外して問題が解決できるとは思えない。よって、私自身の意見としては、重大事態は、(1)で指摘したように現場から引き離して現場の教職員の負担を軽減するとともに、当該問題の解決を図る組織、例えばいじめ防止相談室、教育委員会やいじめ対策調査会のメンバーにオブザーバーとして、またはケースごとに対応するならば、その委員として当該学校の「学校いじめ対策組織」の担当教員を入れて、学校（現場）と解決組織の間で情報を共有しながら、解決にむけての方策を検討することが妥当だと考える。また重大事態の被害児童生徒へのケアについても、同様に現場と専門家が連携しながら判断した方が良いのではないかと。と思う。	重大事態の調査について、いじめ防止対策推進法では、学校の設置者または学校に調査組織を設けて行うものと定められており、また、文部科学省の『不登校重大事態に係る調査の指針』では、不登校重大事態は「学校が調査に当たることを原則とする」と記載されています。 調査主体を学校と教育委員会のいずれとするかは、事案に応じて適切に判断するべきものと考えています。本基本方針では、どのような基準で調査主体を決定するかを定めています（第6の3（2）、19ページ）。 なお、学校が調査主体となる場合、学校の調査組織に、学校の職員のほかに外部の専門家等の第三者が参加することもあります。また、教育委員会は、学校の調査が適切に行われるよう、指導や支援を行います。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
1 1	P.15	第3の3 (3)エ	7、加害児童生徒への対応について (1) 本方針を読むと、加害児童生徒への記述が極端に少ない。しかし、それではいじめ問題の解決につながらないことを強く指摘したい。子どもたちは学びの途上にいるということの認識とその共有が必要だと考える。それは、この問題に責任をもつ市長、教育長、教職員はもちろんのこと、保護者、地域の全てにおいての共有が必要である。加害児童生徒が加害行為を行う背景には大小様々な理由があり、その理由や背景についてきちんと検討した上で、問題を解決することの重要性、加害児童が再びいじめを行うことのないように、加害児童生徒が問題から何を学びとり成長するのかが極めて重要だと思う。よって、加害児童生徒へのケア、学び、対応の必要性や保護者の協力、保護者へのケアを明示することが重要であるし、その指摘なしにいじめ問題に対処すれば、加害児童生徒とその保護者を精神的にも、物理的にも追い込むことになる恐れがあると思う。また、そのようなケアを実施してもなお、繰り返される可能性があることも認識しながら、忍耐強く、取り組むことが必要だということも指摘したい。いじめの問題は、簡単に解決する問題ではないし、関係者も忍耐強く取り組む必要があり、対応には相当な時間と労力が必要となってくる問題だということをして市長や教育長をはじめとした行政側がしっかり認識する必要があると考える。	加害者児童生徒に対しては、いじめ行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、成長支援という視点に立って、加害児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレス等を受け止めるよう心掛けることも大切であり、加害児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になると考えています。 (1)について、ご指摘を受け、第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」(15ページ)に、必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援を行うことを追記しました。	有	・第3の3(3)エ「いじめを行った児童生徒への指導」(15ページ)に、「必要に応じて専門家によるカウンセリングなどの支援や、」との記載を追記。
	P.15	第3の3 (3)エ	(2) 加害児童や本方針が指摘するように、いじめの傍観者を生まないために、C.A.P.などの様々な専門家によるプログラムを通して、子どもたちがいじめの問題等への対処方法を理解するような取り組みも必要ではないか。	(2)について、現在本市では各小中学校でスクールロイヤーによるいじめ防止授業を、各中学校で外部講師による「脱いじめ傍観者」を主題とするいじめ防止授業を実施しています。引き続き、いじめ防止のために効果的な取組を検討していきます。	無	
1 2	P.2	第1	「いじめ防止基本方針」の目的を、基本方針の一番最初に盛り込んでください。基本方針の中の何か所にも目的と思われるような文言はありますが、明確に項目として掲げないと問題が複雑化した時に立ち返る基本を見失い正しく進むことが困難になります。 方針策定の目的に、「いじめの行為があったかどうかを学校が判断し法的な責任を負うことを目的とするのではなく、いじめられている児童生徒を救済することが目的である」旨明確に示してもらいたいです。	本基本方針を制定する目的については「はじめに」(1ページ)に記載しています。 また、常に立ち返るべき基本については、第1の1「いじめについての理解と基本理念」(2ページ)に示しています。同項目には、いじめを受けた子どもと、その子を助けようとした子どもの生命や心身が守られることが特に重要である旨を明記しています。	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
12	P.2	第1の1	<p>「いじめはどの学校や集団でも、どの児童生徒にも起こりうる問題である」という認識から出発する姿勢を方針の中に明確に示してください。</p> <p>P1「はじめに」の中に様々な大事なことが控えめに書かれていますが（例 同質性の高い環境では、いじめが起こりやすいとも言われています等）基本方針の中に無ければ、これらの認識は基本方針で共有されたことにはならないと思います。</p> <p>「いじめはどの学校や集団でも、どの児童生徒にも起こりうる問題であるとの認識をもつ」（川崎市いじめ防止基本方針より）という大前提を持って取り組むのではなく、「いじめはあってはならないこと」という認識が従来通り根強くあると<u>いじめ事案の隠ぺいにつながり無駄に時間が経過し児童生徒を救済することが困難</u>になってしまいます。</p>	<p>本市としても、いじめは起こりうるものであるとの前提に立ち、積極的に認知することが大切であると認識しています。</p> <p>ご指摘を受け、第1の1「いじめについての理解と基本理念」（2ページ）に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加しました。</p>	有	<p>・第1の1「いじめについての理解と基本理念」に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加。</p>
	P.13	第3の3(1)	<p>流山市に限らず、いじめ問題が改善されない原因のひとつとして、子どもの権利の視点が欠けていることがあると考える。いじめ防止の実践に「人権教育」や「子どもの権利条約」を取り入れることを真剣に考えて頂きたい。</p> <p>3の項目の中に、一例として「自己有用感を高められる指導を行う」と書いてあるが、具体的にはそれはどのような指導なのかが見えてこない。法律よりも上位にある条約や実績のある人権教育プログラムを教育に是非活用してほしい。</p>	<p>ご指摘を受け、第3の3(1)イ「いじめの問題についての教職員の共通理解」（13ページ）に「児童生徒の人権や多様性の尊重をふまえて、」との記載を追加しました。</p> <p>自己有用感を高められる指導について、本基本方針はあくまでも基本的な方針を定めるものであるため、具体的な指導の内容については記載していませんが、特定のプログラムによる指導等に限定するものではなく、学校における日常の指導の中で実践していくものだと考えています。</p>	有	<p>・第3の3(1)イ「いじめの問題についての教職員の共通理解」に、教職員が理解を深めるべき対象として「児童生徒の人権や多様性の尊重をふまえて、」を追記。</p>
	P.17	第5	<p>「いじめを発見した場合は、いじめの行為をやめさせる指導と被害児童生徒の保護を・・・」と市民に求めています。被害児童生徒を救う素早い対応は求められるものだと思いますが、「行為をやめさせる指導」を安易に市民に求めることに不安を感じます。やめさせる指導は、そのような行為をしてしまうに至った経緯や気持ちを受け止めることとセットでないと問題の根本的な解決にはならず、逆に問題をこじらせてしまう心配があります。</p>	<p>本項目は、流山市いじめ防止対策推進条例第8条「市民の役割」に規定している努力義務に基づき、いじめを発見した場合にその行為を止めるなど、被害児童生徒を保護するための対応をお願いするものです。あくまでもご協力をお願いする趣旨ですのでご理解いただければと存じます。</p>	無	

流山市いじめ防止基本方針（案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市いじめ防止基本方針修正案
13	P.1	はじめに	<p>流山市いじめ防止基本方針の改定案と現在の基本方針を読ませていただき、流山市が、いじめ問題に真摯に取り組んでいる姿勢に共感が持てました。</p> <p>ただ1点、「同質性の高い環境では、いじめが起こりやすいとも言われています」との表現がありますが、もう一步踏み込み、「いじめが起こりうる認識を持ち」と明確に、そのことを基本理念に盛り込んでいただきたく思います。おとなは、いじめはない方がよいので、いじめではないように捉えがちです。基本的な考え方等には、「いじめを受けた児童生徒の立場に立って」等の記載がありますが、いじめでなければ、その児童生徒の立場に立たなくてもいいこととなります。</p> <p>「いじめがあってはならないこと」の前提のままでは、また、同じことが繰り返されてしまうと思います。繰り返しになりますが、「いじめが起こりうる認識」を基本理念に盛り込んでいただけるよう望みます。</p>	<p>本市としても、いじめは起こりうるものであるとの前提に立ち、積極的に認知することが大切であると認識しています。</p> <p>ご指摘を受け、第1の1「いじめについての理解と基本理念」（2ページ）に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加しました。</p>	有	<p>・第1の1「いじめについての理解と基本理念」に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる問題です。ささいな兆候であっても見過ごすことなく早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが重要です。」との一文を追加。</p>